

若手寿司職人育成チャレンジショップ企画運営業務委託 仕様書

1 委託業務の名称

若手寿司職人育成チャレンジショップ企画運営業務

2 委託業務の趣旨・目的

県内の寿司店を就職先とすることに関心のある求職者を本県へ呼び込む「寿司職人お試し就職支援事業（※）」に参画し、県内で寿司職人を目指す若手寿司職人や参画店舗等において修行をしている若手寿司職人等を対象とし、技術の習得・向上を目的に、人材育成・実践的なチャレンジの場として一般客の方に富山の魚を使った寿司を販売する場を設けるもの

（※）実際の富山での暮らしを体験しながら、後継者を求める県内寿司店で短期就業体験（最短 30 日間、最大 3 ヶ月）をするもの。

<https://www.pref.toyama.jp/102104/zinzaiikusei.html>

対象参画店舗は下記のとおり

- ・歩寿司本家
- ・四六八ちゃ個室別館
- ・寿司居酒屋こざる
- ・浪花鮨（富山大和店）

3 委託期間

委託契約締結の日から令和 7 年 3 月 28 日（金）まで

4 委託業務の内容

委託する業務の内容は、次のとおりとする。なお、業務の遂行にあたり、事業を円滑に進められるよう、具体的な取組については、富山県と協議の上、実施すること。

（1）イベントの実施

① 開催日程

令和 7 年 3 月までの委託期間内において 1 回実施すること

※実際の開催時期・日程（時間含）については「寿司職人お試し就職支援事業」の各店舗における寿司職人の受け入れ状況等を鑑みながら、若手寿司職人、寿司店、富山県と調整し、決定するもの

※複数人の若手寿司職人が参加可能な方法を提案すること

② 開催場所

イベント参加者がアクセスしやすく、参画する寿司店においても、アクセスしやすい富山駅周辺エリアにおいて適切な場所を提案すること

③ 内 容

県内で寿司職人をを目指す若手寿司職人が一般客の方（県内・県外在住を問わない）に寿司を販売するもの

区分	業務の内容
設営・ 撤去業務	(1)会場の設営及び撤去に関するすべての業務 (寿司販売ブース、会場内外サインの設置等)
企画・ 運営業務	次に掲げる事項に関する業務 (1) 食品営業許可等イベント実施に係る必要な申請手続きや必要な設備の手配等の関するすべての業務 (申請に係る手数料も委託費の中から捻出すること) ※受託会社において「食品衛生責任者」を設置すること。 ※給水設備においては、水道管直結とし、タンク不可とする。 (2) イベント実施に係る寿司職人、寿司店との各種調整 ・寿司店との提供メニュー（富山の魚を使った寿司等）の調整等も委託費の中に含む (3) 会場の美化・清掃 (4) スタッフの配置 ・会場スタッフ等の配置や寿司職人人件費の支払い等も含むこと。 (5) その他イベント全体の企画 ・イベントの参加については、事前予約制とするなど提供数や食材の在庫管理・調整がしやすい方法を提案すること。 ・イベント全体のプランニング、計画に係る企画設計業務を行い、会場の設営及び撤収、その他運営マニュアル、シナリオ作成を行うこと。 (6) 「寿司といえば、富山」のPR等 ・本イベントを通し、「寿司といえば、富山」ブランディングプロジェクトのPRを行い、「寿司といえば、富山」の認知度を向上させることができるような提案をすること ・本イベントを通し、参加する若手寿司職人が、技術の習得・向上を図り、人材育成の場となるよう工夫すること
広報業務	イベント参加者募集に関するすべての業務

(2) 報告書

・業務完了後、実績報告書を提出すること。

5 委託費上限額

金 1,800,000 円 (税込)

6 その他

- (1) 受託者は、関係法令を遵守すること。本件に使用する映像、イラスト、写真、その他資料等について、第三者が権利を有するものを使用する場合、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続や使用権料等の負担と責任は、全て受託者が負うこと。
- (2) 成果物に関する著作権、著作隣接権、商品化権、意匠権及び所有権（以下「著作権等」という。）は、県が保有するものとする。
- (3) 事業の実施においては、県に対して緊密に進捗状況等を報告、確認すること。
- (4) 事業実施に係る業務全体の詳細な行程表を業務受託後 1 ヶ月以内に作成し、県と協議すること。
- (5) 本仕様書に記載された業務に加え、プロポーザルにおいて提案した企画にかかる業務についても、あわせて実施すること。
- (6) 事業の趣旨に沿った効果的な提案であれば、仕様書に無い事項についても、新たな提案を妨げるものではないこと。
- (7) この仕様書に定めのない事項については、必要に応じて富山県と協議し決定すること。